三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び高松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柿平沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県沼田市利根町輪組字牛旁ヶ原九〇七番地の一二七地内三等三角点牛旁原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一〇三度〇六分五八秒　三一八二・八六七メートルの地点　一号

標柱一号から二四度二九分一七秒　三〇・五八八メートルの地点　二号

標柱二号から六度三九分〇九秒　二三・〇三九メートルの地点　三号

標柱三号から三二七度〇八分一九秒　二五・四一二メートルの地点　四号

標柱四号から三三六度二三分二四秒　二七・九七七メートルの地点　五号

標柱五号から三三四度一五分五一秒　一四・九八七メートルの地点　六号

標柱六号から三一九度一四分四二秒　一二・八四九メートルの地点　七号

標柱七号から二六八度二二分四八秒　一〇・七八八メートルの地点　八号

標柱八号から三一五度五一分二三秒　一二・九一七メートルの地点　九号

標柱九号から二三度一一分三四秒　四一・七九二メートルの地点　十号

標柱十号から七九度三六分四二秒　二二・四八三メートルの地点　十一号

標柱十一号から一二三度五九分二九秒　一二・八六八メートルの地点　十二号

標柱十二号から一〇九度三九分一一秒　三三・〇九九メートルの地点　十三号

標柱十三号から一三六度一〇分四四秒　九・三八三メートルの地点　十四号

標柱十四号から一二五度四八分五八秒　五・五〇三メートルの地点　十五号

標柱十五号から一五四度五四分五三秒　二〇・九三六メートルの地点　十六号

標柱十六号から一六八度一六分〇七秒　七・七八六メートルの地点　十七号

標柱十七号から一一一度三〇分一四秒　二一・五三〇メートルの地点　十八号

標柱十八号から一〇六度〇六分二九秒　二四・五六六メートルの地点　十九号

標柱十九号から一一七度〇〇分四〇秒　四・五九五メートルの地点　二十号

標柱二十号から一一八度四〇分三五秒　一〇・五四九メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から一四二度四六分四九秒　一四・八〇三メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から一五七度〇六分一六秒　七・五九五メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から二〇八度三七分一九秒　九・五六九メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から二一六度四六分三六秒　一一・三〇六メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から二〇八度一一分四八秒　一六・〇五三メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から一九〇度一一分三七秒　五・〇七四メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から一八六度二八分四二秒　五・三六二メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から一九〇度二八分〇二秒　六・三四七メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から一六二度二三分五二秒　二六・六九六メートルの地点　三十号

標柱三十号から一四二度四八分〇二秒　一三・五六一メートルの地点　三十一号

標柱三十一号から一二三度二六分五三秒　一五・六三二メートルの地点　三十二号

標柱三十二号から一四一度三四分五七秒　九・〇一二メートルの地点　三十三号

標柱三十三号から一七一度〇九分四五秒　三・六七八メートルの地点　三十四号

標柱三十四号から一九七度三六分二三秒　一四・二八二メートルの地点　三十五号

標柱三十五号から二三九度四五分四六秒　一〇・〇二〇メートルの地点　三十六号

○東北地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　福島県岩瀬郡鏡石町前山三七七番から同町大池一四〇番一三まで　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十日

○関東地方整備局告示第二百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一　号　藤沢市城南二丁目一二一七番四七から同市城南二丁目七三八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十日

○関東地方整備局告示第二百九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　栃木県那須郡那須町大字寺子丙字前原三〇六四番一地内　前　一二・五六～一六・四六メートル　一四・〇二キロメートル

後　一二・五六～一八・八一　〇・〇八六

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所